

相手国政府・相手国国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (年月日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ナミビア	ナミビア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とナミビア共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な商 政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	300,000 千円 -----	2020.9.2 ワイント フックで (同日)	日本側 原田秀明在ナミビア大使 ナミビア側 ネットンボ・ンンザイ＝ンダイト副 首相兼国際関係・協力大臣	2020.9.24 402号
ナミビア	ナミビア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とナミビア共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な商 政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	300,000 千円 -----	2020.9.24 ワイント フックで (同日)	日本側 原田秀明在ナミビア大使 ナミビア側 オベス・ムブアイバハ・カンジョセ国家 計画委員長官	2020.10.13 422号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。